８－２　再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

【資源有効利用促進法 省令（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第８条）】

《掲示場所》公衆の見えやすい場所

《留意点》500m3 以上の建設発生土を搬出する場合、発注者に手続確認のうえ作成。
再生資源利用促進計画の一部として、現場掲示する。

※作成フロー等は県ウェブページ「建設発生土・適正処理の取組」を参照。
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/207515.html#3

【記載例】

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名	●●工事		
元請建設工事事業者等	（株）○○○○○○○○○○		
作成・更新年月日	2023/5/30	工事責任者	○○ ○○

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手続確認結果

工区等	結果区分	確認結果
工事区域	②	手続確認済（搬出可能）

注）結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

No.	搬出先名称	確認結果	詳細
1	※搬出先が県管理の道路改良工事の場合の記載例 ●●道路改良工事	公共施設用地等	分類：道路 管理機関名：山口県●●土木建築事務所
2	※搬出先が県管理の河川改修等の場合の記載例 ●●川 河川改修工事	公共施設用地等	分類：河川 管理機関名：山口県●●土木建築事務所
3	※搬出先が土場整備工事の場合の記載例 区画整理工事●●	他工事利用等	分類：土地改良 元請業者：●●●●建設（株）
4	※搬出先が公共残土処理場の場合の記載例 ●●残土処理場	規制未指定	盛土規制法：宅造区域及び特盛区域未指定 土砂条例：該当なし 土地所有者：同意確認済
5			
6			
7			
8			
9			